（削る）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令第百三十七条の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二～十二の四　（略）

十三　令第百八条の三第一項第二号及び第四項並びに令第百十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十四　令第百十二条第十九項各号及び第二十一項、令第百二十六条の二第二項第一号、令第百二十九条の十三の二第三号並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五～十六の二　（略）

十七　令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項及び令第百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十七の二～二十四　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

一般社団法人日本膜構造協会（昭和五十三年九月二十七日に社団法人日本膜構造協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都中央区新富二丁目一番七号	第三十三条第二項第一号に係る同条第一項第一号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区新富二丁目一番七号	平成二十一年一月九日

2　指定認定機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項、第二項、第三項第一号及び第十一項ただし書、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令第百三十七条の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二～十二の四　（略）

十三　令第百八条の三第一項第二号及び第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十四　令第百十二条第十八項各号及び第二十項、令第百二十六条の二第二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十七条の十四第三号ロ並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五～十六の二　（略）

十七　令第百二十九条第一項及び令第百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十七の二～二十四　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）